

令和4年度 第1回東京都広告物審議会

令和4年10月28日（金）

東京都庁第二本庁舎31階特別会議室21（オンライン開催）

午前11時00分 開会

○深尾景観担当課長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から令和4年度第1回東京都広告物審議会を開会させていただきます。

本日はご多忙のところ当審議会にご出席いただき、ありがとうございます。

私は、当審議会事務局の都市整備局都市づくり政策部景観担当課長、深尾でございます。会長に議長をお願いいたしますまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

初めに、現在、出席の委員の方は18名でございます。東京都屋外広告物条例第63条第1項の定足数を満たしていることを報告いたします。

次に、お配りした資料を確認させていただきます。議事次第、委員名簿、資料1から3を用意しております。全ておそろいでしょうか。不足がございましたら、事務局へお申し付けください。おそろいですので、進めさせていただきます。

それでは初めに、都を代表いたしまして、東京都都市整備局次長の小沼より一言ごあいさつ申し上げます。

○小沼都市整備局次長 皆さんおはようございます。東京都都市整備局次長の小沼でございます。本日はご多用のところ、ウェブ会議形式によりご出席いただきまして、誠にありがとうございます。東京都広告物審議会の開催に当たりまして、東京都を代表して一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆さま方におかれましては、日頃より東京都の屋外広告物行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年度、東京都職員を除き、新たに3名の委員の皆さまにご就任いただいております。改めて御礼申すとともに、皆さまのお力添えを引き続きお願い申し上げます。

東京都におきましては、「成長」と「成熟」が両立し、「人」が輝く明るい未来の東京の実現に向けまして、「未来の東京」戦略や都市づくりのグランドデザインで示した2040年代の東京の将来像の実現に向けた取り組みを推進しているところでございます。

東京の魅力と価値を高めるためには、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害を防止するといった観点から、屋外広告物の適切な管理、設置は重要でございます。

近年は特に、屋外広告物を活用したエリアマネジメント支援事業や大型デジタルサイネージを活用した広告物などについて、委員の皆さま方に多数ご審議いただき、地域の個性を生かした景観形成や新たな魅力づくりへの取り組みも広まってきております。

また、東京2020大会を機に高まりましたスポーツの機運をレガシーとして継承していくためのイベントに係る広告物ですとか、スマートポールに付属するデジタルサイネージなど先端技術を活用した新たな広告物なども増えてきております。これらにつきましても、良好な景観を形成し、東京の魅力を高めるという観点から、今後ともご審議いただきたいと考えてございます。

昨年度の本審議会におきまして、タクシー車体利用広告について、新たな車種に対応するため、規則改正に向けた検討を行っていくことを報告させていただき、これまで、規格等検討小委員会にてご議論いただいております。

本日は、委員の皆さま方からいただきましたご意見を基に取りまとめました改正案について、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

今後とも、委員の皆さま方からご意見をいただきながら、美しく風格ある東京の再生を図り、東京の魅力と価値がますます高まりますよう、さらに取り組んでいく所存でございます。

委員の皆さま方には、活発なご議論、ご審議をいただき、お力添えを賜りますよう、改めてお願い申し上げます、東京都のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○深尾景観担当課長 前回、令和3年6月28日に開催した審議会から、今回の審議会までの間に、4名の委員が新たに就任されました。そこで、まず、新たに就任された委員の皆さまを、恐縮でございますが、私から名簿の順にご紹介させていただきます。お手元にご覧いただけます東京都広告物審議会委員名簿をご覧ください。

広告主の代表の委員としまして、5月に退任されました水谷委員の後任の、堀田晶子委員でございます。

○堀田委員 はい。

○深尾景観担当課長 続きまして、広告業者の代表の委員としまして、6月に退任されました村越委員の後任の、松本幹久委員でございます。

○松本委員 松本です。よろしくお願いいたします。

○深尾景観担当課長 関係行政機関代表の委員としまして、8月に退任されました早川委員の後任の、今村剛委員でございます。本日は代理の安田様にご出席でございます。

また、都職員の委員が人事異動により変更となっております。東京都技監の上野の後任の、都市整備局長の福田至でございます。本日は代理として次長の小沼が出席しております。

では、写真の撮影につきましては、ここまでとさせていただきます。

それでは、東京都広告物審議会運営要綱5条の規定に基づきまして、佐々木会長に議長をお願いいたします。佐々木会長、よろしくお願いいたします。

○佐々木会長 佐々木でございます。それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

まず、その前に、議事の中でご発言がある場合には、挙手をしてお知らせをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事でございますが、議事次第に従って進めていきたいと思っております。

本日の議事では、「ハイヤー・タクシー車体利用広告の規格改正」についてということでございます。

なお、本審議会は東京都広告物審議会要綱第11条に基づきまして、公開で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「ハイヤー・タクシー車体利用広告の規格改正」について、事務局の方から説明をお願いします。

○森澤屋外広告物担当課長 それでは、屋外広告物担当課長の森澤です。私のほうからご説明させていただきます。

資料1のほうをご覧ください。資料1の1枚目でございます。

今回ご審議いただく、ハイヤー・タクシー車体利用広告の規格改正に係る検討経過でございます。

令和3年6月に、昨年度の本審議会で資料2をお付けしてございますが、資料2のとおり、車体利用広告の規格を主たる車種に合わせた規格に最適化する検討を、規格等検討小委員会で行っていくということをご説明させていただきました。

資料1にお戻りいただきまして、その後の検討経過としまして、令和3年9月に、全国の車体利用広告に関する規制状況のご報告、東京屋外広告協会のデザイン審査の現状およびタクシー業界団体の代表者へのヒアリングを実施させていただき、表示箇所の緩和は行

わず、表示面積は、ジャパントクシーにも適合する面積への緩和を検討する方針を確認いたしました。

次に、令和4年2月になります。表示面積をジャパントクシーのドア部に最適化し、車体側面に表示する広告物として、ドアの部分のみ認めるということで確認させていただき、次回の小委員会で、タクシー業界による自主審査基準の制定や体制の構築を確認することいたしました。

令和4年8月ですが、こちら、タクシー業界による自主審査の運用状況につきましては、バス車体利用広告と同じく、業界の自主審査を得た上で東京屋外広告協会のデザイン審査を受けまして、許可の申請をしているというような状況を確認いたしました。その上で改正案を取りまとめさせていただきました。

2枚目をご覧ください。規格改正検討のポイントについて、ご説明させていただきます。

検討項目としましては、「表示箇所」と「表示面積」としております。車体の前面部および後面部への表示は安全面や識別性への影響が大きいこと。タクシーは路線性がないため、住居専用地域等の禁止区域へ自由に進入できることや識別性に対する配慮が必要であり、表示箇所を限定する考え方は変えないということ。現在の規格は、平成15年の規格制定時の主流でございましたセダントypesの中型タクシーを基準に面積を定めておりますことから、現在の主たる車種となったジャパントクシーに最適化することは妥当であるということとまとめさせていただきました。

全体のまとめとしましては、表示箇所は、安全性や識別性への影響が大きいこと、緩和しない。表示面積は、主たる車種であるジャパントクシーに最適化した面積に緩和することになります。

3枚目をご覧ください。東京都屋外広告物条例施行規則の改正案の概要を説明させていただきます。

規格改正案としましては、1、表示位置は、従前のおりドア部に限定すること。2、表示面積の上限は、ユニバーサルデザインタクシーのうち、主たる車種であるジャパントクシーを参考に算出すること。3、表示面積の算出にあたっては、他法令にて表示すべき表示物の支障とならないよう配慮することといたしまして、面積の上限を現行のセダン型で定めた1.1平方メートル、左側の図の、現行の下側のドア部1.1平方メートルから右側の改正案の図の下側の部分、規格のドア部、約1.4平方メートルに、27%増となりますが、拡大することということで取りまとめさせていただきました。トッパーについては、現行どおりとなります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○佐々木会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

保坂委員、お願いします。

○保坂委員 この規格改正案なのですが、ドア部に限定というふうにあります。現行と改正案の図を見ると、ドア部以外にトッパ一部というのがある。トッパ一部って屋根の上のところだと思います。これについて、まず、ドア部に限定という表記なのに、ドア部およびトッパ一部というふうになっているのはなぜかということ、あとタクシーがいわゆる緊急時、強盗であるとか事件などに巻き込まれた時に何か緊急点灯する仕組みがあると思うんですが、それを妨げないのかとか、その辺の議論はどうなったのかというのが説明されてないので、教えてください。

○佐々木会長 お願いします。

○森澤屋外広告物担当課長 事務局からご説明させていただきます。すみません、左のとおりにはドア部の1.1平米とトッパ一部も0.45平米、現行でも掲出が可能となっております。ドア部に限定というふうに書かせていただいておりますが、実際はトッパ一部については、現状どおりということで。すみません、ドア部というふうに限定というような形で書かせていただきましたが、ドア部とトッパ一部、トッパ一部については現行どおりというような形で継続して掲出が可能というような形にしてございます。ドア部のほうを1.4平米に0.3平米増やすということでございます。

また、緊急時に点灯するのは、あんどんの部分であったかと思いますが、あんどんの部分につきましては、現行の規格につきましても、側面から……図になってございますが、正面、後方から見ますと、ここにあんどんの形状といいますか、あんどんの印を入れることになってございまして、実際は確認ができていませんが、何かあった場合は、トッパ一部が恐らく点滅するというような形式になっているのではないかと考えてございます。以上でございます。

○佐々木会長 はい。

○保坂委員 分かりました。じゃ、資料として、従前どおりドア部およびトッパ一部というふうに書いていただいたほうが分かりやすかったんじゃないかということと、今の説明で、トッパ一部の点灯というのは、視認性があるということでご審議いただいたことでよろしいですね。

○森澤屋外広告物担当課長 はい。実際この規格を定めた時からの状況で変わらないとい

うような形でやってございます。

○保坂委員 分かりました。

○佐々木会長 よろしいでしょうか。

○保坂委員 はい。

○佐々木会長 ほかにいかがでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に移りたいと思います。「ハイヤー・タクシー車体利用広告の規格改正案」について、特にご異議がないようでしたら可決ということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

○佐々木会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、提案のとおり可決することといたしましたので、事務局において引き続きよろしく願いいたします。

次に、報告事項「審議会開催実績」について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○石川課長代理 屋外広告物担当の課長代理の石川と申します。私のほうからご説明をさせていただきます。資料は3となります。

今回は、令和3年6月28日に開催いたしました東京都広告物審議会以降の実績をご報告させていただきます。

前回の東京都広告物審議会以降、本日までの間、特例小委員会は5回、規格等検討小委員会は3回、合計8回、開催させていただき、ご審議いただきました。

主な審議内容としましては、特例小委員会では、屋外広告物を活用したエリアマネジメント支援事業や禁止区域である道路上に設置する屋外広告物の掲出に関しまして、ご審議をいただきました。規格等検討小委員会では、ご審議いただきましたハイヤーおよびタクシーの車体利用広告の規格の検討を行っていただきました。

広告物審議会の開催実績のご説明は以上となります。

○佐々木会長 ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。それでは、以上とさせていただきたいと思います。

以上で、本日予定しておりました議事については全て終了いたしました。進行を事務局にお返ししたいと存じます。

○深尾景観担当課長 佐々木会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の東京都広告物審議会を閉会させていただきます。委員の皆さま、ありがとうございました。

午前11時17分閉会